

議案第27号

米原市県営土地改良事業分担金徴収条例および米原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

米原市県営土地改良事業分担金徴収条例および米原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市県営土地改良事業分担金徴収条例および米原市営土地改良事業分担金徴収条例のそれぞれに定める対象事業ごとの分担金の率に関する表を条例から削除すること、および所要の規定の整備を行うため、この案を提出するものである。

米原市県営土地改良事業分担金徴収条例および米原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(米原市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第1条 米原市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成17年米原市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

各年度における分担金の額は、当該年度の対象事業に要する費用の額に、規則で定める分担金の率を乗じて得た額とする。

別表を削る。

(米原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 米原市営土地改良事業分担金徴収条例（平成17年米原市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第1条中「分担金の徴収」を「分担金および法第36条の3第1項に規定する特別徴収金の徴収等」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

各年度における分担金の額は、当該年度の対象事業に要する費用の額に、規則で定める分担金の率を乗じて得た額とする。

第6条（見出しを含む。）中「特例分担金」を「特別徴収金」に、「この分担金」を「特別徴収金」に改める。

別表を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

米原市県営土地改良事業分担金徴収条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由																																										
<p>(分担金の賦課基準等)</p> <p>第4条 各年度における分担金の額は、当該年度の対象事業に要する費用の額に、規則で定める分担金の率を乗じて得た額とする。</p>	<p>(分担金の賦課基準等)</p> <p>第4条 各年度における分担金の額は、当該年度の対象事業について国および県の補助対象となる事業費の額に、別表の定める分担金の率を乗じて得た額とする。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="983 523 1809 1449"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業種別</th> <th>事業内容</th> <th>分担金の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域</td> <td colspan="3">農業生産基盤整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">総合整備事業</td> <td rowspan="10"></td> <td>農業用排水施設整備事業</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>農道整備事業(改良・舗装含)</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備事業</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農地防災事業</td> <td>ため池整備</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>農業用河川</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>工作物整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防猪柵工</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水事業</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">農村生活環境基盤整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td>農業集落道整備事業(改良・舗装含)</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設整備事業</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業集落防災安全施設整備事業</td> <td>防火水槽</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>融雪施設</td> <td>15.0%</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業種別	事業内容	分担金の率	中山間地域	農業生産基盤整備			総合整備事業		農業用排水施設整備事業	12.5%	農道整備事業(改良・舗装含)	12.5%	ほ場整備事業	12.5%	農地防災事業	ため池整備	12.5%	農業用河川	12.5%	工作物整備		防猪柵工	12.5%	暗渠排水事業	12.5%	農村生活環境基盤整備						農業集落道整備事業(改良・舗装含)	15.0%	農業集落排水施設整備事業	15.0%	農業集落防災安全施設整備事業	防火水槽	0%	融雪施設	15.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・分担金の額の算出に係る規定の改正 ・別表を規則に定めるため、条例から削除する。
事業名	事業種別	事業内容	分担金の率																																									
中山間地域	農業生産基盤整備																																											
総合整備事業		農業用排水施設整備事業	12.5%																																									
		農道整備事業(改良・舗装含)	12.5%																																									
		ほ場整備事業	12.5%																																									
		農地防災事業	ため池整備	12.5%																																								
			農業用河川	12.5%																																								
			工作物整備																																									
		防猪柵工	12.5%																																									
		暗渠排水事業	12.5%																																									
		農村生活環境基盤整備																																										
				農業集落道整備事業(改良・舗装含)	15.0%																																							
農業集落排水施設整備事業	15.0%																																											
農業集落防災安全施設整備事業	防火水槽			0%																																								
	融雪施設			15.0%																																								

	用地整備事業		15.0%
	農村公園施設整備事業		15.0%
	活性化施設整備事業		15.0%
	交流施設基盤整備事業		15.0%
ため池等整備事業			8.5%
かんがい排水事業	農業用水再編対策事業		12.5%
農業用河川工作物応急対策整備事業		5,000万円 以上	5.0%
一般農道整備事業			10.0%
田園空間整備事業	農村生活環境基盤整備		
	農業集落道整備事業(改良・舗装含)		12.5%
	集落排水路整備事業		12.5%
	用地整備事業		12.5%
	住民参加促進環境整備事業		12.5%
	ライフライン収容施設整備事業		12.5%
	農村交流基盤整備		
	コミュニティー施設整備事業		17.5%
	集落農園整備事業		17.5%
	歩行者専用遊歩道整備事業		17.5%
	景観保全整備事業		17.5%
	農村環境基盤整備		

	農村公園緑地整備事業		17.5%
	集落緑化施設整備事業		17.5%
経営体育成基盤整備事業			11.5%
農業水利施設保全合理化事業	農業用河川工作物に相当するもの		9.0%

米原市営土地改良事業分担金徴収条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4において準用する法第36条第1項または地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費に充てるための<u>分担金および法第36条の3第1項に規定する特別徴収金の徴収等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の賦課基準等)</p> <p>第3条 <u>各年度における分担金の額は、当該年度の対象事業に要する費用の額に、規則で定める分担金の率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第6条 市長は、国および県から補助金の交付を受けて行う事業で、利益を受ける者が当該事業の工事の完了の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4において準用する法第36条第1項または地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費に充てるための<u>分担金の徴収</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の賦課基準等)</p> <p>第3条 <u>各年度における分担金の額は、当該年度の対象事業について国および県の補助対象となる事業費の額に、別表に定める分担金の率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(特例分担金)</p> <p>第6条 市長は、国および県から補助金の交付を受けて行う事業で、利益を受ける者が当該事業の工事の完了の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収金の徴収に関する規定の追加 ・分担金の額の算出に係る規定の改正 ・文言整理

われる場合は、特別徴収金を徴収する。なお、特に納付の必要がないと市長が認めた場合は、特別徴収金を免除することができる。

われる場合は、特例分担金を徴収する。なお、特に納付の必要がないと市長が認めた場合は、この分担金を免除することができる。

別表（第3条関係）

事業名	事業内容	分担金の率	備考
農道環境整備事業		10.0%	
ほ場整備事業 (団体営・一般)	基盤整備事業	12.5%	
ため池等整備事業 一般(小規模)	ため池等整備事業	15.0%	
	農業用河川工作物応急対策 整備事業	12.5%	
小規模土地改良 事業	かんがい排水事業	35.0%	
	ほ場整備事業	35.0%	
	暗渠排水事業	40.0%	
	農道整備事業	35.0%	
	水田反復利用施設事業	25.0%	
	農村道路舗装事業	35.0%	
	ため池等整備事業	25.0%	
	土地改良施設整備補修事業	35.0%	
災害復旧事業	農地	23.0%	
	農業用施設	16.0%	
	さらに甚大な被害については、市長が別に定める。		
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正 化事業拠出金	20.0%	
	ミニ土地改良施設維持管理	30.0%	

・別表を規則に定めるため、条例から削除する。

適正化事業			
調査設計	ほ場整備事業およびかんがい排水事業等に係る調査・設計事業費	0%	
市単独事業	農用施設機能保全事業	50.0%	工事費20万円以上
	県営事業関連	50.0%	工事費20万円以上
高度化支援事業	指導事業	0%	
	調査・調整事業	40.0%	
	高度経営体集積促進事業	45.0%	
	耕地利用高度化推進事業	40.0%	
農山漁村活性化プロジェクト支援事業	かんがい排水事業	22.5%	
農業用河川工作物応急対策整備事業	800万円以上	9.0%	
農業基盤整備促進事業		25.0%	
農地耕作条件改善事業		25.0%	